

41201

佐賀県

佐賀市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
○佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則第5条各号に規定している要件 ○特区指定期間内に、市と立地協定を締結、2年以内に操業開始 ○10年以上の継続操業見込まれるもの		当初の5年間 課税免除 その後5年間 税率半減	固定資産税 (土地・家屋・償却資産)	10年間
過疎地域	500	適用なし	課税免除	固定資産税
事業者が、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を佐賀県から受けていること 3,800 (中小企業者 1,900)	10 (中小企業者 5)	課税免除 不均一課税	固定資産税 (移転型) (拡充型) 課税免除 初年度1/10 2年度 1/3 3年度 2/3	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
佐賀市工場等立地奨励条例	H17.10	○当該工場等の常用労働者として5人(中小企業以外は10人)以上雇用 ○市税の完納 ○市と進出協定を締結	(雇用奨励金) 新規市内雇用者数(雇用保険の一般被保険者であり、奨励金申請時に在職し、かつ市内に住所を有する者)×50万円 限度額 2,500万円
		○投下固定資産のうち本来業務の用に供する建物及び償却資産取得費 2,500万円超 ○市税の完納 ○市と進出協定を締結	(企業立地奨励金) 固定資産税相当額を限度に3年間奨励金を交付 (ただし固定資産税の課税免除を受ける企業を除く)
		○投下固定資産(立地に伴い取得した土地、建物及び償却資産)取得費 2,500万円超 ○市税の完納 ○市と進出協定を締結	(利子補給金) 立地のために借り入れた資金(限度額1億円)の利率の年1%以内の部分について、利子補給金を7年間交付

41202

佐賀県

唐津市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
離島振興対策実施地域 下記①のとおり	適用なし	課税免除	固定資産税	3年間
過疎地域 下記①のとおり	〃	〃	〃	
原子力発電施設等立地地域 2,700超	道路貨物運送業、こん包業、卸売業については15人超	不均一課税	固定資産税 初年度1/10 2年度 1/4 3年度 1/2	
半島地区 下記②のとおり	—			
事業者が「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を佐賀県から受けていること 3,800 (中小企業者 1,900)	10 (中小企業者5)	課税免除 不均一課税	固定資産税 (移転型) (拡充型) 課税免除 初年度1/10 2年度 1/3 3年度 2/3	
事業者が「地域経済牽引事業計画」の認定を佐賀県から受けていること	適用なし	課税免除	固定資産税	

①取得価格 500万円(資本金5,000万円以下)

1,000万円(資本金5,000万円超～1億円以下)

2,000万円(資本金1億円超)

②取得価格 500万円(資本金1,000万円以下)

1,000万円(資本金1,000万円超～5,000万円以下)

2,000万円(資本金5,000万円超)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
唐津市企業立地促進特区指定に係る奨励に関する条例	H18.6	<ul style="list-style-type: none"> ○製造業においては対象施設に係る投資額が2億円以上、かつ、新規地元雇用者及び配置転換者等の総数が10人 ○道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業においては対象施設に係る投資額が3億円以上、かつ、新規地元雇用者及び配置転換者等の総数が10人以上 ○ビジネス支援サービス業においては新規地元雇用者及び配置転換者等の総数が5人 	(固定資産税の課税免除) 初年度から5年度課税免除(全額) 6年度から10年度 1/2 減免 (雇用奨励金) 新規地元雇用者数×50万円 (限度額 2,500万円) (配置転換者等奨励金)

		<p>以上(インターネット付随サービス業、デジタルコンテンツ業、ソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業においては3人以上)</p> <p>○コンタクトセンターを運営する事業においては新規地元雇用者及び配置転換者等の総数が20人以上</p> <p>○バックオフィスを運営する事業においては新規地元雇用者及び配置転換者等の総数が10人以上</p> <p>○市との立地協定締結</p> <p>○市税等の完納</p>	<p>配置転換者等数×50万円</p> <p>(限度額 2,500万円)</p>
		<p>選 工業用水道の供給地域に立地した場合</p>	<p>(工業用水道料金補助金)</p> <p>3年間全額補助</p>
		<p>択 工業用水道の未供給地域に立地した場合</p>	<p>(水道料金補助金)</p> <p>3年間 1/2 補助</p>
		<p>制 工場立地法施行規則第3条及び第4条に基づく緑地及び緑地以外の環境施設</p>	<p>(緑地等整備補助金)</p> <p>初期投資時における緑地等整備に要する費用に1/2の額 (限度額 2,500万円)</p>
唐津市企業立地促進条例	H19.3	<p>〈製造業等〉</p> <p>○製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業</p> <p>○投下固定資産のうち本来業務に供する建物及び償却資産の取得費2,500万円以上</p> <p>○市と立地に係る協定を締結した日から起算して操業開始後1年を経過した日における新規地元雇用者数が3人以上</p> <p>○市との立地協定締結</p> <p>○市税等の完納</p>	<p>(立地奨励金)</p> <p>立地に伴い取得した土地、建物及び償却資産に係る固定資産税相当額を限度に3年間交付</p> <p>(雇用奨励金)</p> <p>新規地元雇用者数×50万円</p> <p>(限度額 2,500万円)</p> <p>(配置転換者等奨励金)</p> <p>配置転換者等数×50万円</p> <p>(限度額 2,500万円)</p> <p>(利子補給金)</p> <p>立地に伴い取得した土地、建物及び償却資産の取得のために金融機関から借入れた資金に対する利率の年1%以内の部分について、利子補給金を7年間交付</p> <p>(限度額 100万円)</p>
		<p>○ビジネス支援サービス業においては新規地元雇用者の数が5人以上(インターネット付随サービス業、デジタルコンテンツ業、ソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業)</p>	<p>(立地奨励金)</p> <p>立地に伴い取得した設備機器に係る固定資産税相当額を限度に3年間交付</p>

	<p>においては3人以上)</p> <p>○コンタクトセンターを運営する事業においては新規地元雇用者の数が 20 人以上</p> <p>○バックオフィスを運営する事業においては新規地元雇用者の数が 10 人以上</p> <p>○市との立地協定締結</p> <p>○市税等の完納</p>	<p>(雇用奨励金)</p> <p>新規地元雇用者数×50 万円 (限度額 1 億円)</p>
		<p>(配置転換者等奨励金)</p> <p>配置転換者等数×50 万円 (限度額 1 億円)</p>
		<p>(利子補給金)</p> <p>立地に伴い取得した土地、建物及び償却資産の取得のために金融機関から借入れた資金に対する利率の年1%以内の部分について、利子補給金を7年間交付 (限度額 100 万円)</p>
		<p>(設備費補助金)</p> <p>設備機器の取得又は賃借に要した費用の 1/2 相当額 (限度額 5,000 万円)</p>
		<p>(研修費補助金)</p> <p>対象経費の 1/2 相当額 (限度額 1 人につき 20 万円)</p>
		<p>(建物賃料補助金)</p> <p>事業の用に供する建物賃料(共益費等を除く)の 1/2 相当額(市以外から補助金の交付を受ける場合は、対象経費から当該補助金額を差し引いた額の 1/2 相当額)</p>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件			内 容		
鳥栖市事業所等の立地奨励に関する条例	H17.9	(1)企業立地奨励金					
		地域	施 設	種別	要 件	内 容	
		特定地域	製造業の用に供する施設	新設	投下固定資産総額2億円以上 常時従業者数 10 人以上	直接事業の用に供する建物(課税上「建物に分類されるもの」、機械及び装置並びに当該建物の敷地である土地に対して課する固定資産税相当額を3ヵ年度交付	
				増設	投下固定資産総額2億円以上		
				移転			
		指定地域	自然科学研究所の用に供する施設	新設	投下固定資産総額5億円以上 常時従業者数 10 人以上		
				市長が特に認める事業の用に供する施設	新設		投下固定資産総額5億円以上 常時従業者数 100 人以上
					増設		投下固定資産総額 1 億円以上 事業開始後3年以内
		特定地域	ビジネス支援サービス業の用に供する施設	新設	(コンタクトセンター) 市内新規従業者数 20 人以上 (バックオフィス) 市内新規従業者数 10 人以上 (それ以外の業種) 市内新規従業者数3人以上 ※市外からの配置転換者を含む	【直接事業の用に供する設備、機械及び装置を取得した場合】 取得費用の1/10を初年度のみ交付 (限度額:1,500万円) かつ 直接事業の用に供する建物及びその附属設備、機械及び装置並びに当該建物の敷地である土地に対して課する固定資産税相当額を3ヵ年度交付	
					増設		上記に掲げる要件のほか、拠点拡張を目的とした増床が 50㎡以上
新設	市内新規従業者数 10 人以上 ※支店設置の場合は、九州地方を3県以上統括する事務所であり、その実態が証明できること			【事業所を賃貸の場合】 事業所賃貸費用の1/2を3ヵ年度交付(限度額:1,000万円) 又は 直接事業の用に供する建物及びその附属設備、機械及び装置並びに当該建物の敷地である土地に対して			

				課する固定資産税相当額を3ヵ年度交付
特定地域	流通関連施設	新設	従業者数 50 人以上	前年度の固定資産税相当額(増設の場合は増設部分のみ)を 1 ヶ年度交付
		増設	増設により新たな従業者が 20 人以上増加	
		移転	従業者数 20 人以上	
(2) ISO奨励金		市内に本社を有する中小企業が		左記の①及び②については、50 万円、③については 100 万円を限度として奨励金を交付する (取得に要した経費のうち市長が必要と認める経費のみ対象)
① ISO9000 シリーズの認証を取得し市長が別に定めるエコ・オフィスの認定を受けた場合		② ISO14001 の認証を取得し市長が別に定めるエコ・オフィスの認定を受けた場合		
③ ISO9000 シリーズ及び ISO14001 の認証を取得し市長が別に定めるエコ・オフィスの認定を受けた場合				
(3) 環境保全等奨励金		流通業務団地内に流通関連施設を設置する者が、緑地等を整備した場合		整備した緑地帯 1 m ² 当たり 2,000 円を乗じて得た額 (1,000 万円を限度)
(4) 雇用奨励金		① 特定地域に、事業所等を設置する者が新規常時従業者(事業の開始の日から1年以内に新たに常時従業者として雇用する市内に住所を有する者をいう)を雇用した場合(申請日までの継続雇用が必要)※市外からの配置転換者を含む (5人以上)※ビジネス支援サービス業の用に供する事業所等を除く”		新規常時従業者(ビジネス支援サービス業の用に供する事業所等にあつては新規従業者)の数に 20 万円を乗じて得た額 (2,500 万円を限度とする) ①1カ年に限り交付 ②3ヵ年交付”
② 特定地域に、ビジネス支援サービス業、本社機能移転及び支店の用に供する事業所等を設置する者が新規従業者(事業開始の日から3年以内に新たに従業者として雇用する市内に住所を有する者)を雇用した場合(申請日までの継続雇用が必要)※市外からの配置転換者を含む				
《特定地域》		<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業、自然科学研究所を運営する事業・・・準工業地域、工業地域、工業専用地域、鳥栖西部工業団地 ・ 流通関連施設を運営する事業・・・流通業務団地 ・ ビジネス支援サービス業、本社機能移転及び支店設置・・・市内全域 		

41204

佐賀県

多久市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	—	課税免除	固定資産税	6年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
多久市企業立地奨励条例	S53.3	製造業、ソフトウェア業、旅館業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業の新設又は増設	(固定資産税課税免除) 6年間免除
		固定資産税の課税免除に該当しなかった場合で、投下固定資産が2,500万円以上	(立地奨励金) 固定資産税課税免除相当額を3年間交付
		事務所等の新設、増設に伴う市内からの新規雇用が5人以上の場合	(雇用奨励金) 当該従業者数に50万円を乗じた金額 5,000万円を限度
		多久北部工業団地の用地を10,000㎡以上取得し、市内からの新規雇用が5人以上の場合	(用地取得奨励金) 用地取得費の20% 6,000万円を限度
多久市企業立地促進特区指定に係る奨励に関する条例	H17.6	佐賀県企業立地の促進に関する条例第2条第4号に規定する特例対象者のうち、市内に事業所などを新設または増設する者	限度額 5,000万円(①～④の合算額) ① 緑地等整備補助金 緑地及び環境施設整備の初期投資時に要する費用に1/2を乗じた額 ② 上水道給水装置新設等補助金 新設又は改造(増経)工事を行う場合、その給水工事費及び加入金の合計額 に1/2を乗じた額 ③ 上水道使用料金補助金 納付した水道料金の各年度の合計額に1/2を乗じた額(120月を限度) ④ 機械設備等移転補助金 移設に伴う機械及び装置の分解、梱包、輸送、設置、組立、調整等、操業を開始するために必要な費用に1/2を乗じた額 (固定資産税課税免除)

			初年度から5年度 100% 6年度から10年度 50%
		上記の者で過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に該当するもの	上記の固定資産税課税免除期間が 初年度から6年度 100% 7年度から10年度 50% に変更となる。

41205

佐賀県

伊万里市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
半島地区 下記①のとおり	—	不均一課税	固定資産税 初年度1/10 2年度 1/4 3年度 1/2	3年間
<ul style="list-style-type: none"> ・地域未来投資促進法に基づき県が策定した基本計画に記載されている地域経済牽引事業の立地 ・投資額1億円超 農林水産関連産業(食料品製造業等)は5千万円超 ・地域経済牽引事業計画の承認を受けていること 		課税免除	固定資産税	
事業者が「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を佐賀県から受けていること 3,800 (中小企業者 1,900)	5 (中小企業者2)	課税免除 不均一課税	固定資産税 (移転型) (拡充型) 課税免除 初年度1/10 2年度 1/3 3年度 2/3	

① 取得価格 500 万円(資本金 5,000 万円以下)

1,000 万円(資本金 5,000 万円超～1 億円以下)

2,000 万円(資本金 1 億円超)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
伊万里市工場等の設置奨励に関する条例	S39.9	工場等の新設又は増設 (県の企業立地補助金受給者を除く) (1)取得面積 1ha 以上 設備投資額 2億円以上 新規常時雇用者(市内)10 人以上 (2)取得面積 3,000 m ² 以上 設備投資額 1億円以上 新規常時雇用者(市内)5人以上	(用地取得奨励金) (1)用地取得費の10% 限度額 3,000 万円 (2)用地取得費の5% 限度額 1,000 万円
		<ul style="list-style-type: none"> ・工場等の新設又は増設 ・投下固定資産 2,000 万円超 ※ 工場等とは製造業、道路貨物運送業、 	(工場等設置奨励金) ※ 建物の設置を伴う場合のみ 固定資産税の不均一課税相当分を交付

		倉庫業、こん包業、卸売業、自然科学研究所、旅館業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、デジタルコンテンツ業、機械設計業、商品・非破壊検査業、バックオフィス業、研究開発支援検査分析業の事業に供する施設及び用地をいう	(3年間) ※ 建物の設置を伴わない場合、固定資産税の課税額の90%(1年目) 75%(2年目) 50%(3年目)を交付。(不均一課税に該当する場合は交付しない)
伊万里市工場等の設置奨励に関する条例	S38.9	<ul style="list-style-type: none"> ・新規地元雇用者及び配置転換者の合計が5人(伊万里市ビジネス支援オフィスに入居する場合は3人)以上(バックオフィス業にあつては10人以上、コールセンター業にあつては20人以上)であること ・事業開始が立地決定日から2年以内であること ・増設の場合は、投資額が2,500万円を超えること(伊万里市ビジネス支援オフィスに入居する場合を除く) 	<p>伊万里市ビジネス支援サービス業等立地奨励金</p> <p>(1)設備費奨励金 投資額(佐賀県の補助金の交付を受けている場合は、その額を控除した額)に100分の50を乗じて得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の範囲内で市長が定める額(限度額1,500万円) 立地につき1回限り</p> <p>(2)立地奨励金 投下固定資産に対し課税された固定資産税相当額(免除額がある場合は、その額を除く額)の範囲内で市長が定める額 事業開始の日の属する年度の翌年度以後3年間</p> <p>(3)オフィス賃料補助金 オフィス等賃料(佐賀県の補助金の交付を受けている場合は、その額を控除した額)に100分の50を乗じて得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の範囲内で市長が定める額(限度額1,000万円、ただし、各年の限度額は500万円) 事業開始の日から2年間</p> <p>(4)研修費補助金 立地決定日から事業開始後1年を経過する日までの間において、新規地元雇用者の研修に要した金額に100分の50を乗じて得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の範囲内で市長が定める額(1人あたりの</p>

			<p>限度額 20 万円)</p> <p>立地につき 1 回</p> <p>(5)雇用奨励金</p> <p>新規地元雇用者及び配置転換者の正社員数×50 万円(障害者である場合は、1 人につき 100 万円)及び非正社員数×25 万円(当該非正社員が障害者である場合は、1 人につき 50 万円)の範囲内で市長が定める額(限度額 2,500 万円)</p> <p>立地につき 1 回</p>
--	--	--	---

41206

佐賀県

武雄市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 20,000 (本社機能移転を含む)	10	課税免除 不均一課税	固定資産税 (課税免除)初年度～5年度 (不均一課税)6年度～10年度50%	10年間
新增設 2,000 (本社機能移転を含む)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
武雄市企業立地の促進に関する条例	H28.1	○製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業その他市長が特に認める事業の用に供する事業所 ○新設又は増設による土地、建物及び償却資産の取得費が、2億円以上 ○新規雇用従業員数が10人以上	(雇用奨励金) 新規雇用従業員及び配置転換者数に 50 万円を乗じる。 (上限 1 億円) ※ 新規雇用従業員に特定転入者(Uターナー)が含まれる場合は、特定転入者一人につき 25 万円を乗じて得た金額を加算 (上限 5,000 万円) (操業支援補助金) 上限 5,000 万円
		新設又は増設による土地、建物及び償却資産の取得に係る 1,000 万円以上の借入資金	(利子補給金) 年利1%に相当する額を限度。借入資金は1億円、交付期間は3年間を限度
		○製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業その他市長が特に認める事業の用に供する事業所	①工業用水使用料 ②上水道使用料 ③環境施設整備費用 ④新エネルギー利用施設整備費 ⑤電気料、ガス使用料 ⑥小規模用地取得費 (1ha 以上取得、上限 3,000 万円) ⑦その他、市長が特に認めるもの

		○新設又は増設による土地、建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上	
		中小企業者にあつては、5人以上、中小企業以外の者にあつては10人以上の新規雇用従業員及び配置転換者を雇用した者	(雇用奨励金) 新規雇用従業員及び配置転換者数に50万円を乗じる。(上限1億円) ※新規雇用従業員に特定転入者(Uターン者)が含まれる場合は、特定転入者一人につき25万円を乗じて得た金額を加算(上限5,000万円)
		新設又は増設による土地、建物及び償却資産の取得に係る1,000万円以上の借入資金	(利子補給金) 年利1%に相当する額 借入資金は1億円、交付期間は3年間を限度

41207

佐賀県

鹿島市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容	
鹿島市工場等の振興措置に関する条例	S47.3	公害防止施設の新設又は改善	(利子補給) 対象融資資金の限度額 3,000万円(3年間)	
		指定地域内における工場等の新設、増設又は移転	(利子補給) 対象融資資金の限度額 2億円(3年間)	
		指定地域に工場等を新設、増設又は移転終了した場合	(奨励金) 各年度の固定資産税の額に100分の50を乗じた額を限度として3年間交付	
鹿島市企業立地促進特区における奨励に関する条例	H17.12	佐賀県企業立地の促進に関する条例第2条第4号に規定する特例対象者	(立地奨励金) 固定資産税相当額 (土地・家屋・償却資産) 初年度から5年間 100% 6年度から10年間 50%	
		選 択 制	工業立地法施行規則第3条及び第4条に基づく緑地及び緑地以外の施設	(緑地等設備補助金) 初期投資時に要する費用の1/2の額 (限度額 2,500万円)
			事業所を新設又は増設し、電気事業者との需給契約に基づき電気の供給を受けた者	(電気料金補助金) 電気料の1/4相当額を3年間交付 (限度額 2,500万円)
			市内在住の新規雇用従業者数	(雇用奨励補助金) 正規雇用 50万円/人・非正規雇用 25万円/人 (限度額 7,500万円)

〈補助金、融資、奨励金等の特別優遇措置〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
市と進出協定を締結後2年以内に操業を開始し投資額2億円以上、操業開始1年経過時点での新規地元雇用者数が10名以上(配置転換者を含む) ・鹿島市企業立地促進特区における奨励に関する条例の優遇制度との選択性		設備費等補助金 建物・設備機器の取得に要した経費から市以外の補助金を控除した後の額 (補助率)1/2	限度額 5,000万円	進出協定締結日から操業開始1年経過日まで
		雇用奨励金 新規地元雇用者で1年以上の	限度額 7,500万円	操業開始から3 6月を経過した

	雇用継続者の雇用経費に対する助成 (補助率)50万円/人		時点までに雇用された者
--	---------------------------------	--	-------------

41208

佐賀県

小城市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設	3,000	課税免除 不均一課税	固定資産税 初年度～5年目 免除 6年目～10年目 1/2	10年間
増設	1,000			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容	
小城市企業誘致条例	H17.3 (全部改正 H19.6)	新設投資額 3,000 万円以上	(立地奨励金)	
		増設投資額 1,000 万円以上	事業開始の翌年度から3年を限度として	
		新規従業者数 10 人以上(常時雇用)	固定資産税相当額の範囲内において奨励金を交付	
		増設従業者数 5人以上(常時雇用)		
		佐賀県企業立地の促進に関する条例第2条第4号に規定する特例対象者	(雇用奨励金) 新規地元雇用者の数に 50 万を乗じて得た金額 (限度額 2,500 万円)	
		選	緑地等整備補助金	緑地及び緑地以外の環境施設の整備の初期投資時に要する費用の 2 分の 1 の金額 (限度額 2,500 万円)
		択	電気料金補助金	電気料金の 4 分の 1 相当額を 3 年間交付(限度額 2,500 万円)
		制	用地取得費補助金	新規地元雇用者が5人以上で、かつ、用地取得面積が 7,000 m ² 以上の場合、用地取得金額の 10 分の 1 相当額を交付(限度額 2,500 万円)

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
製造業等及びビジネス支援サービス業等で、地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する場合	課税免除	固定資産税	3年間
製造業等及びビジネス支援サービス業等で、地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業を実施する場合	不均一課税	固定資産税	初年度 9/10 2年度 2/3 3年度 1/3

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
嬉野市企業等誘致 条例	H18.1	(新設) 市との立地協定締結・奨励対象者指定 新設固定資産額 2,000万円以上 新規従業者数 10人以上(常時雇用)	(立地奨励金) 初年度から5年度 固定資産税相当額の全額を交付 6年度から10年度 固定資産税相当額の1/2を交付
		(増設) 市との立地協定締結・奨励対象者指定 増設固定資産額 2,000万円以上 増設従業者数 3人以上(常時雇用)	(雇用奨励金) 新規地元雇用者数及び配置転換者等数×50万円 限度額 7,500万円 (上水道使用奨励金) 上水道使用料相当額 限度額 2,500万円(3年間) ※新設のみ対象
		上記の対象者で、かつ、新規 用地取得面積 5,000㎡以上	(用地取得奨励金) 用地取得額の1/4を交付 限度額 2,500万円
		2. ビジネス支援サービス業等 (新設) 市との立地協定締結・奨励対象者指定 新規従業者数 3人以上(ビジネス支援サービス業及びバックオフィス) 新規従業者数 20人以上(コンタクトセン	(立地奨励金) 初年度から3年間 設備機器に係る固定資産税相当額の全額を交付 (雇用奨励金) 新規地元雇用者数及び配置転換者等数×50万円(3年間)

		<p>ター)</p> <p>(増設)</p> <p>新規従業者数 3 人以上(ビジネス支援サービス業及びバックオフィス)</p> <p>新規従業者数 10 人以上(コンタクトセンター)</p>	<p>限度額 7,500 万円</p> <p>(設備費補助金)</p> <p>設備機器の取得又は賃借に要した経費の 1/2 を交付(初年度のみ)</p> <p>限度額 5,000 万円</p> <p>(研修費補助金)</p> <p>新規地元雇用者に対する研修に要した経費の 1/2 を交付(初年度のみ)</p> <p>限度額 20 万円(1 人につき)</p> <p>(建物賃料補助金)</p> <p>建物賃料の 1/2(ただし市以外から補助金の交付を受ける場合は、差し引いた後の額の 1/2)を 3 年間交付</p>
--	--	--	---

41210

佐賀県

神崎市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
佐賀県企業立地の促進に関する条例第2条第4号に規定する特例対象者		課税免除 1～5年度 全額 6～10年度 1/2減免	固定資産税	10年間
地域未来投資促進法に基づく地域の特性を生かした事業分野の立地(輸送用機械関連産業、半導体関連産業、食品関連産業、医療・医薬品関連産業等) ・地域経済牽引事業に供する家屋・構築物及び家屋・構築物の敷地である土地の合計額が1億円以上 ・地域経済牽引事業計画の承認を受けていること		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
神崎市企業誘致条例	H18.3	○新設するもので投下固定資産2,500万円以上かつ、市内在住の新規雇用5名以上	(企業立地奨励金) 固定資産税の課税免除を受けていない企業に3年間固定資産税相当額を奨励金として交付 (雇用奨励金) 市内在住の新規雇用者数×50万円(限度額 5,000万円) (用地取得費補助金) 3,000㎡以上の用地取得を対象用地取得金額×10% (限度額 2,500万円) (賃貸料補助金) 神崎市が指定する土地及び建物の賃貸料×50%(2年間補助 限度額 500万円)
		○増設するもので投下固定資産1,000万円以上かつ、市内在住の新規雇用5名以上	(企業立地奨励金) 固定資産税の課税免除を受けない企業に3年間固定資産税相当額を奨励金として交付

		○佐賀県企業立地の促進に関する 条例第2条第4号に規定する特例対 象者	(雇用奨励金) 市内在住の新規雇用者数×50万円(限度額2,500万 円) (用地取得費補助金) 3,000㎡以上の用地取得を対象 用地取得金額×10% (限度額 2,500万円) (賃貸料補助金) 神埼市が指定する土地及び建物の賃貸料×50% (2年間補助 限度額 500万円) (社宅整備費補助金) 新たに社宅を整備・取得する費用又は空き家等を社 宅として改修・取得する費用に対する補助 (限度額 1,000万円) ※共同住宅の場合…居住部屋5戸以上の確保空き 家改修の場合…居住人員(別世帯)2名以上確保 すること
	選択制	緑地等整備補助金	緑地及び緑地以外の環境施設の整備の初期投資時 に要する費用の2分の1以内の金額を交付(限度 額 2,500万円)
		電気料金補助金	電気料金の4分の1以内の額を3年間交付(限度額 2,500万円)
		上水道使用料金補助金	上水道使用料金の2分の1以内の額を3年間交付 (限度額 2,500万円)
		環境施設整備(新エネル ギー)補助金	太陽光発電施設(10kw以上)を設置した場合、設置 費用の2分の1以内の額を交付(限度額 2,500万円)
		人材育成補助金	社員の教育、研修及び研究機関等の派遣並びに大 学等の進学及び留学に要する費用(旅費、非生活費 等は除く。)で1名あたり500万円限度で2年間交付 (限度額 2,500万円)
		研究開発費補助金	大学や公的研究機関等との共同開発に要する費用 の2分の1以内の金額を交付(限度額 2,500万円)

41327

佐賀県

吉野ヶ里町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
佐賀県企業立地の促進に関する条例第2条第4号に規定する特例対象者	5～20人以上 (対象業種により異なる)	課税免除 1～5年度 全額 6～10年度 1/2減免	固定資産税	10年間
地域未来投資促進法に基づく神埼・三養基西部地域基本計画で指定する集積業種の立地 (自動車関連産業、半導体関連産業、食品関連産業、産業用機械関連産業) ○投資額1億円以上 ○地域経済牽引計画の承認を受けていること		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
吉野ヶ里町企業立地奨励に関する条例	H18.3	町内に工場等の立地を行う者(固定資産税の課税免除又は減免を受ける者を除く) ・投下固定資産のうち本来業務の用に供する部分の取得費が2,400万円を超えること ・立地に伴う新規雇用従業員の数が5人以上 ・町税を完納していること ・本町と進出に関する協定を締結していること	(企業立地奨励金) 固定資産税相当額を3年間交付
		・立地に伴う新規雇用従業員の数が5人以上 ・工場等新設に伴う用地取得面積が3,000㎡以上 ・町税を完納していること ・本町と進出に関する協定を締結していること	(用地取得費奨励金) 用地取得金額の100分の15相当額で2,500万円を限度

41341

佐賀県

基山町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
基山町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例	H30.6	事業者が作成する地域経済牽引事業計画を佐賀県知事が承認したもの	対象資産に係る固定資産税を3年間免除
基山町企業立地促進等に関する条例	H15.6	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、ビジネス支援サービス業、コンタクトセンター業、バックオフィス運営業 	(奨励金) 新設に係る、土地、対象事業の用に供する建物及び償却資産(機械及び装置に限る)に対する前年度固定資産税相当額を限度とし、3年間交付する
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな用地を町内に取得し、取得した日から5年以内に工場等を新設 ・ 新設投資額 製造業:1億円以上 物流業:1.5億円以上 ビジネス支援サービス業:1,500万円以上 コンタクトセンター運営業:1,500万円以上 バックオフィス運営業:1,500万円以上 ・ 新規従業者数 10人以上(常時雇用) ・ 町と進出協定を締結 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐賀県企業立地の促進に関する条例第2条第4号に規定する特例対象者 	(奨励金) 新設・増設に係る、土地、対象事業の用に供する建物及び償却資産に対する前年度固定資産税相当額を限度とし、5年間交付、その後5年間半額交付する (雇用奨励補助金) 町内新規雇用者数×50万円(雇用による転入者数×20万円加算) 配置転換による転入者数×20万円(限度額 1,500万円)

		(企業立地促進特区補助金) 【単年度型】 (1)選択 選択制	埋蔵文化財本掘調査費補助金	工場等の新設又は増設に伴い実施した埋蔵文化財本掘調査に要した費用の2分の1以内の金額を1回交付(限度額 1,500万円)	
			緑地等整備補助金	工場立地法に係る緑地等の整備の初期投資時に要した費用の2分の1以内の金額を1回交付(限度額 1,500万円)	
			用地取得費補助金	用地取得に関する費用の10分の1以内の金額を1回交付(限度額 1,500万円)	
		(企業立地促進特区補助金) 【複数年度型】 (1)選択 選択制	上水道使用料金補助金	上水道使用料金の2分の1以内の額を3年間交付(限度額 1,500万円)	
			工業用水道使用料金補助金	工業用水道使用料金の全額を3年間交付(限度額 1,500万円)	
			電気料金補助金	電気料金の4分の1以内の額を3年間交付(限度額 1,500万円)	
		・ 資本金1億円以下で基山町に本社がある事業者 または創業者(又は第二創業者) ・ 投資固定資産 1,500万円以上 ・ 雇用の維持または増加する協定締結			(立地企業活性化補助金) 新設・増設・移設に係る投下固定資産額の3分の1以内の金額を交付(限度額 1,500万円) ※新設は創業者(第二創業者)に限る ※移設は既存の工場等の固定資産評価額相当額を差し引いた額が対象

41345

佐賀県

上峰町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域未来投資促進法に基づく神埼・三養基西部地域基本計画で指定する集積業種の立地 (自動車関連産業、半導体関連産業、食品関連産業、産業用機械関連産業) ○投資額2億円超 ○企業立地計画の承認を受けていること		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
上峰町企業誘致条例	S38.4	○物品(電気、ガスを含む。)の製造加工及び修理、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供する施設及びそれらの事業を遂行するのに必要な事務所又はこれに類する施設。 ○新設、増設ともに投下固定資産(土地を除く)5,000万円以上 ○新設:常時使用する従業員数10人以上 ○増設:常時使用する従業員の増加数10人以上	(奨励金) 固定資産税相当額(土地・家屋・償却資産)の100分の50を限度に3ヵ年奨励金を交付 ※土地…事業の用に供する建物敷地部分に限る。 ※償却資産…直接製造の用に供する機械及び装置に限る。

41346

佐賀県

みやき町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
佐賀県企業立地の促進に関する条例第2条第4号に規定する特例対象者		課税免除 1～5年度 全額 6～10年度 1/2減免	固定資産税	10年間
<ul style="list-style-type: none"> ・地域未来投資促進法に基づく地域の特性を生かした事業分野の立地(輸送用機械関連産業、半導体関連産業、食品関連産業、医療・医薬品関連産業等) ・地域経済牽引事業に供する家屋・構造物及び家屋・構造物の敷地である土地の合計額が1億円以上 ・地域経済牽引事業計画の承認を受けていること 		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
みやき町企業誘致条例	H17.3	<ul style="list-style-type: none"> ・新設するもので投下固定資産 2,500 万円以上かつ、常時雇用従業員数 10 人以上 	(企業立地奨励金) <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の課税免除を受けていない企業に3ヵ年固定資産税相当額を奨励金として交付
		<ul style="list-style-type: none"> ・増設するもので投下固定資産 2,500 万円以上かつ、常時雇用従業員数5人以上 	(雇用奨励金) <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用者数×50万円(5人以上60人以下を交付対象)(限度額 3,000万円) (用地取得費補助金) ・10,000㎡以上の用地取得を対象 ・用地取得金額×20%以内(限度額3,000万円)
		<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県企業立地の促進に関する条例第2条第4号に規定する特例対象者 	
		選 緑地等整備補助金 択	緑地及び緑地以外の環境施設の整備の初期投資時に要する費用の2分の1以内の金額を交付(限度額 2,500万円)

		制	電気料金補助金	電気料金の 4 分の 1 以内の額を 3 年間交付 (限度額 2,500 万円)
			上水道使用料金補助金	上水道使用料金の 2 分の 1 以内の額を 3 年間 交付(限度額 2,500 万円)
			環境施設整備(新エネルギー)補 助金	太陽光発電施設(10kw 以上)を設置した場合、 設置費用の 2 分の 1 以内の額を交付(限度額 2,500 万円)

41387

佐賀県

玄海町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
玄海町産業立地促進条例	H20.12	<p>(企業立地奨励金)</p> <p>新設又は増設した事業所の事業開始に伴い、町内に居住する者の3人以上の新規雇用があり、かつ投下固定資産総額が 2,000 万円以上であること</p> <p>(雇用促進奨励金)</p> <p>事業者が事業所において事業を開始する日以前から町内に居住し、住民基本台帳に記録されている者を、事業開始の日から1年以上継続して雇用していること</p>	<p>(企業立地奨励金)</p> <p>投下固定資産に賦課される固定資産税相当額を事業開始後最初に課税される年度から起算して5年間交付</p> <p>(雇用促進奨励金)</p> <p>町内居住の新規雇用者(1年以上継続雇用)×50万円(限度額1,000万円)</p>

41401

佐賀県

有田町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
佐賀県企業立地の促進に関する条例第2条第4号に規定する特例対象者		1～5年度 免除 6～10年度 税率半減	固定資産税 (土地・建物・償却資産)	10年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容	
有田町企業立地の促進に関する条例	R1.6	(企業立地促進特区に係る奨励金)	(雇用奨励金)	
		・佐賀県企業立地の促進に関する条例第2条第4号に規定する特例対象者	新規地元雇用者及び配置転換者数のうち正社員数×50万円(障害者である場合は、1人につき100万円)及び非正社員数×25万円(障害者である場合は、1人につき50万円)の範囲内で町長が定める額	
		・町税の滞納がないこと	限度額5,000万円(立地につき1回)	
		選 択 制	○工業排水溝整備補助金	対象施設内から排出する工業排水の排水溝等整備費補助(用地買収費、補償金を除く)
			○利子補給金補助金	対象施設内の土地の取得費を金融機関から借入れた場合の利子に対する補助
○上水道使用料金補助金	上水道を使用する場合の使用料金補助			
○電気使用料金補助金	電気を使用する場合の使用料金補助			
		(製造業等立地奨励金)	(設備投資奨励金)	
		・新設又は増設による投下固定資産額(事業所等の設置に伴い取得した家屋及び償却資産の額)が2,000万円を超えること	投下固定資産(家屋、機械及び装置に限る)及びその用地(家屋の建築部分に限る)に対し課税された固定資産税相当額(免除額がある場合は、その額を除く)の範囲内で町長が定める額	
		・新規雇用者及び配置転換者の合計が5		

		<p>人以上であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町税の滞納がないこと ・町と進出又は立地に関する協定を締結すること ・立地決定日から2年以内に事業を開始すること 	<p>限度額は課税相当額(3年間) (雇用奨励金) 新規地元雇用者及び配置転換者数のうち正社員数×50万円(障害者である場合は、1人につき100万円)及び非正社員数×25万円(障害者である場合は、1人につき50万円)の範囲内で町長が定める額 限度額 2,500万円(立地につき1回)</p>
		<p>(ビジネス支援サービス業等立地奨励金) 新規雇用者及び配置転換者の合計が ビジネス支援サービス業3人以上 バックオフィス業 10人以上 コールセンター業 20人以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町税の滞納がないこと ・町と進出又は立地に関する協定を締結すること ・立地決定日から2年以内に事業を開始すること ・増設の場合、投資額が2,500万円を超えること 	<p>(立地奨励金) 投資額(佐賀県の補助金の交付を受けている場合は、その額を控除した額)に100分の50を乗じて得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の範囲内で町長が定める額 (限度額 1,500万円) 立地につき1回限り (設備投資奨励金) 投下固定資産に対し課税された固定資産税相当額(免除額がある場合は、その額を除く)の範囲内で町長が定める額 事業開始の日に属する年度の翌年度以降3年間 (オフィス等賃料奨励金) オフィス等賃料(佐賀県の補助金の交付を受けている場合は、その額を控除した額)に100分の50を乗じて得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の範囲内で町長が定める額 (限度額 1,000万円、ただし、各年の限度額は500万円) 事業開始の日から2年間 (研修費奨励金) 立地決定日から事業開始後1年を経過する日までの間において、新規地元雇用者の研修に要した金額に100分の50を乗じて得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の範囲内で町長が定める額 (新規雇用者1人あたりの限度額 20万円) 立地につき1回 (雇用奨励金) 新規地元雇用者及び配置転換者数×50万円(障害者である場合は、1人につき100万円)及び非正</p>

			社員数×25 万円(障害者である場合は、1 人につき 50 万円)の範囲内で町長が定める額(限度額 2,500 万円) 立地につき 1 回
--	--	--	--

41423

佐賀県

大町町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地区	2,700	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大町町企業立地の促進に関する条例	R3.9	<p>対象施設において法令等に定める公害等の発生防止の措置がなされており、周辺環境に十分配慮されたものでなければならず、かつ、次に掲げる要件のすべてを満たすもの</p> <p>(1) 新設、増設又は移設による投下固定資産総額が 1 億円(中小企業者等にあつては、2,000 万円、農業法人にあつては 200 万円)以上であること</p> <p>(2) 町内に住所を有する新規雇用従業員が2人以上であること</p> <p>(3) 操業後 60 日以内に、大町町商工会に入会できること</p>	<p>1 固定資産税相当額の交付</p> <p>事業開始後、町長が最初に課すべきこととなる年度以後引き続く5年度については当該固定資産税相当額の範囲内とし、その翌年度以後引き続く5年度については当該固定資産税相当額に2分の1を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>2 奨励金の交付</p> <p>(1) 雇用奨励金</p> <p>①新規雇用従業員の場合 1 人当たり 50 万円(中小企業者にあつては 1 人当たり 25 万円、農業法人については 1 人当たり 10 万円)</p> <p>②新規従業員が短時間労働者であるときは 1 人当たり 25 万円(中小企業者にあつては 10 万円、農業法人にあつては 5 万円)</p> <p>限度額 5,000 万円</p> <p>(2) 用地取得奨励金</p> <p>奨励金額 用地取得費用の 2 分の 1 以内</p> <p>限度額 3,000 万円</p> <p>(3) 施設整備奨励金</p> <p>奨励金額 申請時における家屋若しくは償却資産又はその両方の取得に要した費用の 2 分の 1 以内</p> <p>限度額 3,000 万円</p> <p>(4) 土地等賃借奨励金</p> <p>奨励金額 民間所有の土地若しくは家屋又はその両方の賃借料の 2 分の 1 以内</p> <p>限度額 賃借の期間のうち 12 か月ごとに 300</p>

			<p>万円</p> <p>交付対象期間 事業を開始した翌月から5か年</p> <p>3 操業支援補助金の交付 (選択制) 限度額 500 万円</p> <p>(1)工業用水使用料補助金 杵島工業用水道企業団給水条例(昭和 53 年杵島工業用水道企業団条例第 2 号)に基づく工業用水を使用した者で当該工業用水使用料金に 2 分の 1 を乗じた額。ただし、事業開始後3年間分の使用料金に 2 分の 1 を乗じた相当額を限度とする。</p> <p>(2)上水道使用料金補助金 佐賀西部広域水道企業団水道事業給水条例(令和元年佐賀西部広域水道企業団条例第 7 号)に基づく水道を使用した者で当該水道使用料金に 2 分の 1 を乗じた額。ただし、事業開始後3年間分の使用料金に 2 分の 1 を乗じた相当額を限度とする。</p> <p>(3)その他町長が特に認める補助金 その他町長が町の経済の発展に寄与すると特に認めるもの町長が認める額。ただし、町長が認める費用の 2 分の 1 以内で 200 万円を限度とする。</p>
--	--	--	--

41424

佐賀県

江北町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	2,000	—	固定資産税 初年度 免除 2年目 免除 3年目 免除 4年目 1/2 5年目 1/2	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件		内 容
江北町企業 誘致条例	S38.12	施設	要件	(雇用奨励金の交付) ・ 新規雇用従業員数×50万円 (限度額 2,500万円) ・ 工場等を新增設する場合、町内在住者を当該事業開始の日か5ヵ月以上常時雇用すること
		町内に製造業の用に供する施設を新設又は増設する者	投下固定資産総額が2億円以上、かつ、常時従業員が10人以上	
		町内に道路貨物運送業、こん包業の用に供する施設を新設又は増設する者	投下固定資産総額が1億円以上、かつ、常時従業員が10人以上	
		町内に旅館業の用に供する施設を新設又は増設する者	投下固定資産総額が1億円以上、かつ、常時従業員が5人以上	
		町内に情報処理サービス業、自然科学研究事業及びソフトウェア業に供する施設を新設又は増設する者	投下固定資産総額が2千万円以上、かつ、常時従業員が5人以上	(水道料金補助金の交付) ・ 工場等の新增設により、直接事業に水道を利用する場合 ・ 納付した水道料金の2分の1に相当する額 (限度額 2,000万円) ・ 納付義務が発生した月から起算して5年間

41425

佐賀県

白石町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設	2,000	課税免除	固定資産税	3年間
増設	1,000			